

ちよとひとこと

作：末田信弘
生活道路における自動車法定速度引き下げ(令和8年9月1日施行)

「生活道路」における自動車の法定速度が60km/hから30km/hへ引き下げられる。

ここでいう「生活道路」は、日常生活で利用されているような、「中央線」などがない道路のことよ。

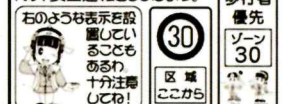


でもね、生活道路といっても「道路標識」などで最高速度が指定されているのは別なの。

道路標識 や 道路標示



運転者のみなさんは、「歩行者優先」徹底と、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って、安全運転をしましょう。



秋の交通安全県民運動

9月21日(月)～30日(水)の10日間、『秋の交通安全県民運動』が実施されます。

この運動は、県民一人ひとりが交通安全について考え、交通事故防止に向けて取り組む絶好の機会となります。

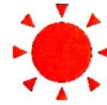
秋は日没が早く、夕暮れ・夜間に車と歩行者が衝突する交通事故が増加する傾向にあるため、ドライバーは安全速度で早めにライトを点灯し、原則としてハイビームで走行しましょう。

歩行者は夜光反射材や自発光のLEDライトを使用し、道路上で目立つよう心掛けてください。

自転車ヘルメットの着用は被害軽減に有効なので、自転車乗車時は必ずヘルメットを着用しましょう。

ドライバーは交差点や横断歩道付近で特に注意し、歩行者の動きを予測して減速・停止できる余裕を持つことが重要です。

道路を利用するすべての人が交通ルールをしっかりと守って、交通事故の被害者にも加害者にもならないようにしましょう。



栢津

発行所
岡山西警察署
栢津駐在所
086-254-0110
(代表)



～暴力団のいない社会を目指して～

暴力団は、賭博、恐喝、違法薬物の密売、みかじめ料の徴収、特殊詐欺などの犯罪行為をはじめ、組織実態を隠して各業界に進出するなど、あらゆる方法で資金獲得活動を行っています。

暴力団の壊滅・弱体化を実現させるためには、社会全体で暴力団排除活動を推進していくことが重要となります。

県民のみなさまには、今後とも、岡山県暴力団排除条例の遵守と

- 暴力団を利用しない
- 暴力団を恐れない
- 暴力団に金を出さない
- 暴力団と交際しない



の「暴力団追放三ない運動+1(プラスワン)」を実践していただき、社会から暴力団を追放しましょう。

暴力団情報通報ダイヤル

☎086-233-8930(サーサーヤクザゼロ)

管内事件簿

6月中旬から7月中旬にかけて、栢津駐在所管内では、息子を騙る者からの電話で

不倫相手を妊娠させてしまったので中絶費用が必要

等現金を要求してきた、という事案がありました。

おかしいと思い一度電話を切り、家族や警察に相談した際、詐欺の電話だと教えてもらったため、幸いにも被害はありませんでした。

息子や警察官を騙る詐欺は多発しています。

被害に遭つ前にこれはおかしいと思つたら警察に相談して下さい。



生活道路における自動車の法定速度の引き下げについて

今年9月1日に改正道路交通法施行令が施行され、「中央線や中央分離帯などがない幅員の狭い生活道路」における自動車の法定速度が現在の時速60キロから時速30キロに引き下げられます。

この法定速度が引き下げられることになった趣旨は、このような生活道路での交通事故が多く、歩行者等の安全を確保するためです。

なお、法定速度が時速60キロのままの道路については、

○ 道路標識又は道路標示による中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路

○ 道路の構造上又は柵その他の工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路

○ 高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの

○ 自動車専用道路

となり、更に道路標識又は道路標示により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。(最高速度が時速40キロなり生活道路でも最高速度は時速30キロではなく時速40キロとなります)



詳細は
↑こちら

